

財形給付金・基金及び財形関係助成金制度の参考資料

	頁
(1) 勤労者財産形成助成金制度	 1
(3) 勤労者財産形成基金設立奨励金制度	 8
(5) 勤労者財産形成貯蓄活用給付金・助成金制度	 12
(6) 中小企業財形共同化支援事業助成金制度	 18

勤労者財産形成助成金制度

1. 制度の概要

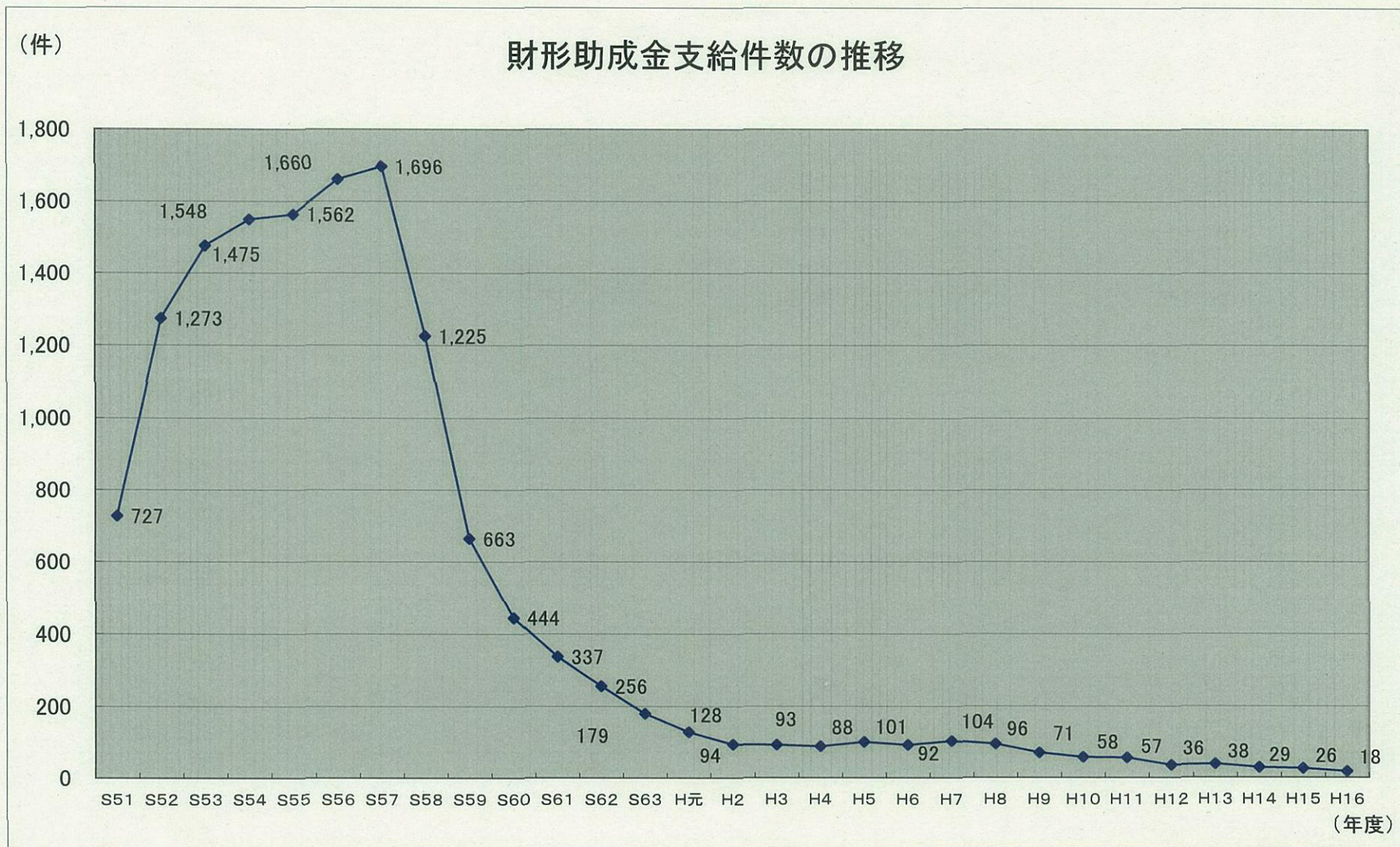
中小企業の財形給付金制度及び財形基金制度の導入を促進するため独立行政法人雇用・能力開発機構が、財形給付金契約に基づく拠出をする中小企業の事業主又は財形基金契約に基づき基金が行う金融機関等への払込みに充てるために必要な金銭を拠出する中小企業の事業主に対し助成金を支給するものである。

2. 対象事業主の範囲及び助成率

常 用 労 働 者 数			助 成 率	
小 売 業	卸 売 業	その他の産業	満期給付金の受取方法	
	サービス業		一括預入	自由選択
5名以下		20名以下	30 %	10 %
6名以上 50名以下	6名以上 100名以下	21名以上 100名以下	15 %	5 %
—	—	101名以上 300名以下	7 %	3 %

(注1) 満期給付金を勤労者の申出に基づき財形貯蓄への預入れによる支払（一括預入）以外の方法により支払う旨の特約（自由選択）を設けている事業主については、右列に掲げる助成率が適用。

(注2) 助成期間は、事業主が最初に拠出を行った日から7年以内。



(資料出所)「財形融資等業務統計(平成16年度版)」